

町職員の給与と職員数を公表



☎ 総務課 ☎84-0310

給与の支給状況

●特別職の報酬などの状況

区分	給与・報酬の月額 (平成27年4月1日現在)	期末手当の年間支給割合 (平成26年度実績)
町長	750,000円	3.10月分 ※ただし、6月支給額において町長10% 副町長5%、教育長3%を減額。 12月支給額において町長10% 副町長5%、教育長3%を減額しています。
副町長	637,000円	
教育長	593,000円	3.70月分
議長	370,000円	
副議長	290,000円	
議員	260,000円	

ここに掲載しているもののほか人事行政運営などの状況を町ホームページで公表しますのでご覧ください。

(HP) <http://www.town.kaisei.kanagawa.jp>

●平均給料月額および平均年齢 (平成27年4月1日現在)

区分	月額	年齢
一般行政職	301,000円	38.8歳
技能労務職	240,200円	52.6歳

●一般行政職の経験年数別給料月額 (平成27年4月1日現在)

区分	経験10年	経験15年	経験20年	区分	経験10年	経験15年	経験20年
大学卒	262,300円	318,100円	356,400円	高校卒	218,400円	260,400円	316,000円

※新卒採用後、標準的に昇給した場合の給料額です。

●一般行政職の初任給など

区分	決定初任給	採用2年経過日 給料額
大学卒	174,200円	187,700円
高校卒	142,100円	151,800円

●職員数の状況

区分	平成26年	平成27年	増減数
一般行政 (議会・総務・企画など)	77人	75人	△2人
特別行政 (教育委員会)	29人	28人	△1人
公営企業など (上下水道・国保・介護)	12人	11人	△1人
合計	118人	114人	△4人

(各年4月1日現在)

●一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
職名	主事	主事	主事	主査	副主幹	主幹	課長	部長	
職員数	2人	19人	20人	17人	8人	20人	17人	5人	108人
構成比率	1.9%	17.6%	18.5%	15.7%	7.4%	18.5%	15.7%	4.7%	100%

※開成町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

給与の種類

●毎月決まって支給されるもの

区分	内容	
給料	職種や勤務に応じた給料表に定める額	
地域手当	給料・扶養手当・管理職手当の合計額の5%	
扶養手当	区分	支給額
	配偶者	13,000円
	配偶者以外の扶養親族 (1人につき)	6,500円
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
住居手当	特定期間にある子1人に対する加算額	5,000円
	自己所有住宅 新築又は購入後5年間	7,000円
	自己所有住宅 6年目以降	5,000円
通勤手当	賃貸住宅居住者 支給限度額	27,000円
	定期券利用の場合、その定期券の期間ごとに支給	
管理職手当	交通機関利用者 運賃等相当額限度額	55,000円
	交通用具利用者 片道2km以上から支給	2,000円～

●勤務した実績に応じて支給されるもの

区分	内容
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当
特殊勤務手当	危険・困難・健康によくない業務などに従事したときに支給される手当 (町税等徴収手当・有害毒物薬物取扱手当など)

●その他

区分	内容		
期末勤勉手当	民間企業のボーナスに相当する手当 年間4.10月分		
退職手当	区分	自己都合支給率	定年支給率
	勤続20年	20.445か月	25.55625か月
	勤続25年	29.145か月	34.5825か月
	勤続35年	41.325か月	49.59か月
	最高限度額	49.59か月	49.59か月

※支給率は、県内3市14町村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。

みんなが暮らしやすい社会へ

12月3日から9日までは障がい者週間です

☎ 福祉課 ☎84-0316

障がいに関する理解が十分でないことから、現在も障がいのある人に対する差別や偏見が存在しています。そんな障がいに対する関心や理解を深めるために定められた「障がい者週間」。この機会に、障がいや障がいのある人について考えてみませんか。

障害者差別解消法が施行

正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、平成25年6月26日に公布され、一部を除き、平成28年4月1日に施行予定です。

障がいや理由とする差別の解消を推進することで、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

この法律が禁止する差別は?

「不当な差別的取り扱いをすること」と、「合理的配慮をしないこと」の2つを差別としています。

① 不当な差別的取り扱いとは

障がいや理由にして区別や制限などを行うことです。例えば、今まで利用していた店で、その人に精神障がいがあると知った途端入店を断られた、車いすだからといってアパートを貸してもらえないなどです。ただし、これらの行為が誰が見ても正当で、止むを得ないときは差別にはなりません。



② 合理的配慮をしないことは

障がいの状態などを考慮し、その障がいに合った工夫などを行うことを合理的配慮と言います。それをしないことが差別です。例えば、聴覚障がいのある人に声だけで話す、知的障がいのある人に分かりやすい言葉で説明しないなどです。ただし、その人にとって高額なお金がかかる場合などは合理的配慮をしなくても差別にはなりません。

「障害者総合支援法」の対象疾病が332に拡大！
7月1日から、障がい福祉サービスなどの対象になる疾病が、151から332へ拡大されました。
難病などの対象疾病により、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。サービスを利用したい人は、対象疾病にかかっていることがわかる証明書(診断書など)をお待ちになり、福祉課へ申請してください。
※対象疾病は、厚生労働省のホームページでご確認いただくか、福祉課へお問い合わせください。

ご相談ください!

子どもの育ち(発達)を見守るお母さん、お父さん、保育所・幼稚園の職員をお手伝いします



町では、町内の保育所・幼稚園に通う子どもを対象として、「巡回支援専門員整備事業」を開始しました。子どもの発育について気になったときは、悩まずにご相談ください。専門知識を持つ巡回支援専門員が相談や支援を行います。
※この事業は、児童発達支援センターに委託して実施しています。

【相談方法】
① 通園している保育所・幼稚園の職員又は福祉課へご相談ください。
② 日程を調整後、巡回支援専門員が保育所・幼稚園へ訪問し、相談や支援を行います。
※相談内容は、守秘義務を厳守します。

たとえば、こんなことが気になる...

- からだ**
 - ・お座りがおそい?
 - ・まだ歩いていないけど、大丈夫?
- せいかつ**
 - ・トイレに行けない。
 - ・スプーンを投げる、まだ持たない。
 - ・持ち方が変?
- あそび**
 - ・みんなと遊ぶのが苦手で、よく泣いている。
 - ・落ち着きがなくて困っている。
- ことば**
 - ・言葉が遅い?
 - ・なかなか言葉が増えない。
 - ・言葉がハッキリしない。
 - ・聞いていない?聞かえていない?